

平成22年度

戦略的情報通信研究開発推進制度 (SCOPE)

研究開発課題の公募について

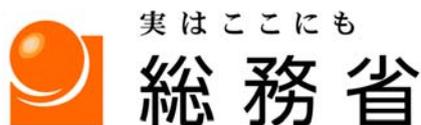
— 提案要領 —

提案書受付期間

平成22年 4月12日(月)

～

5月10日(月)(17:00必着)



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

目 次

1	制度の概要	3
2	本制度による研究開発の流れ	4
3	提案に係る留意事項	6
4	研究開発プログラム（事業）の概要	10
5	採択課題の選定	18
6	委託研究契約の概要	19
7	研究開発実施上の留意点	21
8	提案の手続	23
9	その他	26
10	提案書の提出先、問い合わせ先	27
資料1	UNS戦略プログラムⅡ（抄）	29
資料2	UNS戦略プログラムⅡにおける研究開発分野 及び研究開発課題	67
資料3	労務費標準単価表	68
資料4	研究開発経費について（概要）	69
資料5	競争的資金の適正な執行に関する指針	70
資料6	競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針	75
資料7	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による戦略的情報通信 研究開発推進制度（SCOPE）への応募について	80

戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE^[1]）は、情報通信技術（ICT）分野の研究開発における競争的資金制度^[2]です。総務省が定めた戦略的な重点研究開発目標を実現するために、ICT におけるシーズの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上、世界をリードする知的財産の創出、国際標準を獲得することなどを目的として、新規性に富む課題の研究開発を委託する制度です。

優れた研究成果を生み出す研究開発システムの構築には、競争的な研究環境の醸成が必要です。そのためには、競争的資金制度を拡充・改革し、効果的に活用していく必要性が、「科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月閣議決定^[3]）や「長期戦略指針「イノベーション 25」」（平成 19 年 6 月閣議決定^[4]）において示されています。

本制度は、ICT 分野の競争的資金制度として、平成 14 年度からスタートしました。本制度では、総務省が定めた戦略的な研究開発重点領域における目標である「UNS 研究開発戦略プログラムⅡ^[5]」を実現するために、国際競争力の強化、国民の安心・安全の確保、個々の活力の増進、地域の活性化などに貢献して豊かなユビキタスネット社会を築く課題の研究開発を委託し、我が国の ICT 分野の研究開発力を一層向上させることを目的として実施しています。

[1] Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme

[2] 競争的資金制度： 研究資金の配分機関が広く研究開発課題を募り、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、当該課題を実施するための研究開発資金を研究者等に配分する制度。

[3] http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/main5_a4.htm

[4] <http://www.cao.go.jp/innovation/index.html>

[5] 総務省情報通信審議会答申

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080627_6_bs1.pdf

1 制度の概要

総務省は、他省庁の競争的資金制度などで実施していない新規の研究開発課題を以下の3つのプログラムにおいて公募し、厳正な評価を経て研究開発課題を採択し、当該研究開発課題を実施する研究者が所属する研究機関に対して研究開発を委託します。

(1) ICT イノベーション創出型研究開発

ユビキタスネット社会を実現するために総務省が設定した ICT に関する戦略的な研究開発重点領域において、イノベーションを創出する独創性や新規性に富む萌芽的・基礎的な研究開発課題の提案に対して研究開発を委託します。

(2) 若手 ICT 研究者育成型研究開発

ICT 分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成するために、若手研究者（個人又はグループ）が提案する研究開発課題に対して研究開発を委託します。

(3) 地域 ICT 振興型研究開発

ICT の利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等が提案する研究開発課題に対して研究開発を委託します。

2 本制度による研究開発の流れ

本制度において実施する研究開発の流れは、次のとおりです。

- (1) 提案された研究開発課題は、「総務省情報通信研究評価実施指針」（平成 14 年 6 月 21 日制定、平成 21 年 10 月 29 日最終改定）を踏まえて設定された評価基準に基づき、外部の学識経験者・有識者から構成される評価委員会が評価を行い、その結果に基づいた SCOPE プログラムディレクターの決定により、実施すべき研究開発課題を採択します。

採択における評価は、下記の第 1 次評価及び第 2 次評価の 2 段階により実施します。

ア) 第 1 次評価

すべての提案課題について、各研究開発課題が含まれる研究領域の外部専門家により、主として技術的な観点から、高度に専門的な知見に基づいて評価します。

イ) 第 2 次評価

外部の学識経験者・有識者により構成される評価委員会により、第 1 次評価の結果に基づいて、一定数（採択予定課題数の 3 倍程度）に絞り込まれた提案課題に対して、第 1 次評価の評価項目に加えて、総務省が示す政策との整合性や予算計画及び実施体制、費用対効果の観点から評価します。なお、地域 ICT 振興型研究開発プログラムにおいては、地域の課題を解決できる可能性も評価項目としてすべての提案課題に対して第 2 次評価を行います。

- (2) 採択された研究開発課題は、研究開発を実施する者が所属する各機関と総務省との間で委託研究契約を締結し、委託研究として研究開発を実施していただきます。

委託研究とは、総務省が所属研究機関に対して研究開発を委託することにより実施するものです。その際、当該研究開発の全部又は一部を他機関等へ再委託することはできません。

研究開発に必要な費用（直接経費）は、総務省が負担します。また、直接経費のほかに間接経費（資料 6 参照）として、直接経費の 30%に相当する額を上限として配分します。研究開発の経理実務については、所属研究機関に責任をもって管理していただきます。

- (3) 次年度以降の研究開発の実施に当たっては、毎年度 12 月頃に継続提案書を提出いただき、進捗状況や研究成果等に関する継続評価を実施します。その結果に基づいた SCOPE プログラムディレクターの決定により、次年度の研究開発の実施が決定され、新たに委託研究契約を締結して研究開発を実施することになります。

なお、継続評価の結果によっては、実施計画や予算計画の見直し、研究開発そのものの中止等を指示することがあります。

(4) 研究開発を終了（又は中止）した課題は、終了報告書を提出していただき、研究実施状況や研究成果等に関する終了評価を実施します。また、終了翌年度の6月頃に開催する成果発表会において成果を発表していただきます。

さらに、後年度に実施する追跡調査（終了1年後と3年後）や追跡評価（終了1～5年後）にもご協力いただきます。

3 提案に係る留意事項

本制度の全プログラムに共通の留意事項は次のとおりです。このほかに、プログラム個別の提案要件等がありますので、「4 プログラムの概要」も併せてご確認ください。

本制度では、研究開発を実施する者は「研究代表者」及び「研究分担者」により構成されます。以下では、研究代表者及び研究分担者を総称して「研究開発実施者」と呼びます。複数の研究開発実施者のうち代表者1人を「研究代表者」とし、当該研究代表者と協力して研究開発を分担する研究者を「研究分担者」とします。個人による提案の場合は、研究代表者のみで実施することになります。

(1) 研究開発実施者の要件

- ① 日本国内に設置された大学、民間企業、独立行政法人、国又は地方自治体等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者（学生を除く。）であり、「個人」又は2人以上の研究者によって構成される「研究グループ」であること。
- ② 研究開発を実施する期間において研究機関に在籍し、提案する研究開発に関して責務を負える研究者であること。
- ③ 府省共通研究開発管理システム^[6]（以下、「e-Rad」という。）に対して、「所属研究機関の登録」及び「研究者の登録」がなされていること。
[6] <http://www.e-rad.go.jp/>
- ④ すべての研究開発実施者は、所属する研究機関に対して、あらかじめ本制度へ提案することへの了解を得ていること。（研究開発の実施にあたって、研究資金は所属する研究機関が管理するとともに、資金の経理処理も研究機関が実施する必要がある。）
- ⑤ 研究代表者は、全研究期間を通じて、研究開発課題の遂行に関するすべての責務を負えること。大学院生等の学生が研究代表者になることや、「若手 ICT 研究者育成型研究開発」以外のプログラムでポストドクターが研究代表者になることはできない。
また、日本語による面接等に対応できる程度の語学力を有していること。
- ⑥ 研究分担者は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間にわたって、課題の遂行に責務を負えること。ポストドクターは研究分担者になることができるが、大学院生等の学生が研究分担者になることはできない。

(2) 提案できる研究開発課題

本制度で提案できる研究開発課題は、「我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略」(平成 20 年 6 月 27 日：情報通信審議会答申)において挙げられている「11 の研究開発分野」に含まれていることが必要です。当該研究開発分野に含まれない技術の提案は、原則として採択できません。当該研究開発分野は資料 1 をご参照ください。また、当該答申の全文は[5]をご参照ください。

(3) 本制度内における研究開発実施者の重複

本制度に新規提案する課題の研究代表者は、本制度のすべてのプログラムにおいて、新規提案する他の課題の研究代表者及び研究分担者となることはできません。

本制度に新規提案する課題の研究分担者は、本制度のすべてのプログラムにおいて、新規提案する他の課題の研究代表者となることはできません。

本制度で既に研究開発を実施している課題の研究代表者は、研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者及び研究分担者になることはできません。

本制度で既に研究開発を実施している研究分担者は、研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者になることはできません。ただし、「現在実施中の研究開発課題に対する不参画申請書(様式 10)」を提出することにより、本制度で既に実施中の研究開発と研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者となることができます。この場合、新規提案課題が不採択になったとしても、本制度で既に実施中の研究開発の研究分担者に復帰することはできません。

上記の制限に係る新規提案であると認められる場合、該当するすべての新規提案課題を採択評価の対象から外します。

(4) 個人情報等の取扱い

個人情報保護及び利益保護の観点から、提出された研究開発課題提案書等は、審査以外の目的には使用しません。また、提出された研究開発課題提案書における研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名は、本制度の運営以外の目的には使用しません。

ただし、採択された研究開発課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表します。また、採択課題の提案書は、採択後の課題支援及び制度運用のために総務省が使用します。

(5) 「不合理な重複」及び「過度の集中」を排除するための措置

本制度は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度(平成 21 年度：8 府省 47 制度)の一つとして位置付けられています。したがって、本制度への提案に対して、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 21 年 3 月 27 日改正)(資料 5 参照)に従い、不合理な重複及び過度の集中を排除するために、各府省で次の措置を執ります。

- ① 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む競争的資金担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下

同じ。)に情報提供する場合があります。

- ② 不合理な重複及び過度の集中があった場合には、提案された課題が不採択又は採択取り消しとなる場合があります。

(6) 他の研究助成等を受けている場合への対応

科学研究費補助金など、国や独立行政法人が運用する競争的資金等やその他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究課題提案書の様式に従って、研究者のエフォート（研究充当率）^[7]等、競争的資金等の受入・応募状況を記載していただきます。これらの情報に関して、事実と異なる記載があった場合、不採択あるいは採択取り消しとなる場合があります。

不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨などから、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一の課題名又は研究内容で本制度に応募することはできません。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本制度に提案した課題が審査過程から除外されたり、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での審査途中に他制度への応募の採否が決定した場合には、総務省情報通信国際戦略局技術政策課（28ページ参照）まで速やかにご連絡ください。

[7] エフォート（研究充当率）

研究者の年間（4月から翌年3月まで）の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指す。

(7) 不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（資料5参照）に従い、本制度及び総務省や他府省の競争的資金制度において不正経理又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、本制度への応募を制限します。応募制限期間は、不正の程度により、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、2から5年間とします。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して本制度への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、5年間とします。

(8) 研究上の不正を行った研究者等の制限

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（資料5参照）に従い、本制度及び総務省や他府省の競争的資金制度による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正行為に関与した者に対して、本制度への応募を制限します。応募制限期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。
- ② 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者に対して、本制度への応募を制限します。応募制限期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

(9) 人権及び利益の保護に関して

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

4 研究開発プログラム(事業)の概要

各研究開発プログラム(事業)における公募内容は、次のとおりです。

(1) ICT イノベーション創出型研究開発

ユビキタスネット社会を実現するために総務省が設定した ICT に関する戦略的な研究開発重点領域において、イノベーションを創出する独創性や新規性に富む基礎的・萌芽的な研究開発課題の提案に対して研究開発を委託します。

1. 対象とする研究開発

次の I から III までの研究開発重点領域における 10 の研究開発分野の **基礎的・萌芽的な**研究開発課題(領域の融合領域や領域横断的な研究開発も含む)を募集します。各領域において対象とする技術の詳細は、資料 1 と資料 2 をご参照ください。

なお、資料 2 に記載のうち研究開発重点領域における 10 の研究開発分野の中から、主となる課題番号と研究開発課題を「研究開発課題提案書」に明記してください。

研究開発重点領域 I : 新世代ネットワーク技術

すべての ICT 産業を支える基盤であり、新たな要求に柔軟かつ確実に対応することが求められる将来のネットワークを支える技術です。

本領域には、以下の 4 つの研究開発分野が含まれます。

- ① ネットワーク基盤
- ② ユビキタスマビリティ
- ③ 新 ICT パラダイム創出
- ④ ユビキタスプラットフォーム

研究開発重点領域 II : ICT 安心・安全技術

ユビキタスネットワーク社会に潜む影から生活を守り、確固たる社会基盤として ICT を根付かせるとともに、犯罪や災害、医療・福祉、環境などに対する国民の不安を軽減させ、明るい社会を構築していくための技術です。

本領域には、以下の 3 つの研究開発分野が含まれます。

- ⑤ セキュアネットワーク
- ⑥ センシング・ユビキタス時空基盤
- ⑦ ユビキタス&ユニバーサルタウン

研究開発重点領域 III : ユニバーサル・コミュニケーション技術

人に優しい ICT により、すべての人と人とが時間や場所など置かれた条件を問わずに交流でき、新たな「知」や「価値」を産み出すことのできる社会を構築していくための技術です。

本領域には、以下の3つの研究開発分野が含まれます。

- ⑧ 高度コンテンツ創造・分析・流通
- ⑨ スーパーコミュニケーション
- ⑩ 超臨場感コミュニケーション

2. 提案要件

上記「1. 対象とする研究開発」に示す事項及び「3 提案に係る留意事項」のとおり。

3. 研究開発期間

研究開始年度を含め、最長3カ年度。

4. 研究開発経費

単年度1課題あたり上限2,000万円（直接経費）【消費税込み】

※提案する研究費の多寡は、採択評価の結果には影響を与えません。

間接経費は、直接経費の30%を上限に別途配分。

5. 採択評価

採択課題の決定段階において、以下の評価項目・評価の観点・評価のウェイトによる評価を実施します。

① 【専門評価（第一次評価）】

評価項目	評価の観点	評価のウェイト
情報通信分野における技術的・学術的な知見向上の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性・独創性、革新性、先導性等が認められるか。 ・情報通信技術の発展・向上に資する課題であり、さらに基礎的・萌芽的なテーマであるか。 ・関連分野に大きな波及効果を与えるか。 	2
目標、計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の最終的な達成目標及び具体的な実施計画が明確に設定されているか。 	1
予算計画、実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、資金管理面等）は適切か。 ・費用対効果は適切か。 	1
領域別評価 （研究開発重点領域Ⅰ：新世代ネットワーク技術）	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのICT産業を支える基盤であり、新たな要求に柔軟かつ確実に対応することが求められる将来のネットワークを支える技術となる重要課題であるか。 	2

領域別評価 (研究開発重点領域Ⅱ：ICT安心・安全技術)	・ユビキタスネットワーク社会に潜む影から生活を守り、確固たる社会基盤として ICT を根付かせるとともに、犯罪や災害、医療・福祉、環境などに対する国民の不安を軽減させ、明るい社会を構築していくための重要課題であるか。	
領域別評価 (研究開発重点領域Ⅲ：ユニバーサル・コミュニケーション技術)	・人に優しい ICT により、すべての人と人との時間や場所など置かれた条件を問わずに交流でき、新たな「知」や「価値」を産み出すことのできる社会を構築していくための重要課題であるか。	

② 【総合評価（第二次評価）】

評価項目	評価の観点	評価のウェイト
情報通信分野における技術的・学術的な知見向上の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性、独創性、革新性、先導性等が国際的な視点で認められるか。 ・情報通信技術の発展・向上に資する課題であり、さらに基礎的・萌芽的なテーマであるか。 ・関連分野に大きな波及効果を与えるか。 	2
目標、計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の最終的な達成目標及び具体的な実施計画が明確に設定されているか。 	1
予算計画、実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、資金管理面等）は適切か。 ・費用対効果は適切か。 	2
イノベーション創出の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信分野におけるイノベーションを創出する種となりうる研究開発か。 	2
総務省が示す政策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・本提案の達成目標は、UNS 戦略プログラムⅡのロードマップで示されている目標と整合しているか。 ・人材育成や標準化の推進の観点等、UNS 戦略プログラムⅡで示されている政策と整合しているか。 	2
領域別評価 (研究開発重点領域Ⅰ：新世代ネットワーク技術)	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての ICT 産業を支える基盤であり、新たな要求に柔軟かつ確実に対応することが求められる将来のネットワークを支える技術となる重要課題であるか。 	
領域別評価 (研究開発重点領域Ⅱ：ICT安心・安全技術)	<ul style="list-style-type: none"> ・ユビキタスネットワーク社会に潜む影から生活を守り、確固たる社会基盤として ICT を根付かせるとともに、犯罪や災害、医療・福祉、環境などに対する国民の不安を軽減させ、明るい社会を構築していくための重要課題であるか。 	2

領域別評価 (研究開発重点領域Ⅲ：ユニバーサル・コミュニケーション技術)	・人に優しい ICT により、すべての人と人との時間や場所など置かれた条件を問わずに交流でき、新たな「知」や「価値」を産み出すことのできる社会を構築していくための重要課題であるか。	
競争的資金による優れた研究の継続性	・本提案は、SCOPE 又は他府省の競争的資金により実施し優れた成果を得た研究を受け継ぐものであるか。	1

(2) 若手 ICT 研究者育成型研究開発

ICT 分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成するために、若手研究者（個人又はグループ）が提案する研究開発課題に対して研究開発を委託します。

1. 対象とする研究開発

「(1) ICT イノベーション創出型研究開発」に示したⅠからⅢまでの研究開発重点領域における10の研究開発分野に加えて、これらの研究開発成果がCO2排出削減など地球温暖化対策に資する場合には「地球環境保全（地球温暖化対策技術）」の研究開発分野も含めて研究開発課題（領域の融合領域や領域横断的な研究開発課題も含む）を募集します。各領域における研究開発内容の詳細は、資料1と資料2をご参照ください。

なお、資料2に記載のうち研究開発重点領域における10の研究開発分野の中から、主となる課題番号と研究開発課題を「研究開発課題提案書」に明記してください。

2. 提案要件

上記「1. 対象とする研究開発」に示す事項及び「3 提案に係る留意事項」に加え、平成22年4月1日現在において以下のいずれかの条件を満たす研究者であること。

- ① 35歳以下の研究者
- ② 40歳以下の研究者であって、出産・育児や研究・技術開発以外の職業に従事した経験等、研究に従事していない期間について研究課題提案書に記述して申請する場合
- ③ 40歳以下の研究者であって、博士号を取得してから5年以内の者

なお、グループで提案する場合、研究者全員（研究代表者、研究分担者）が上記のいずれかの条件を満たすこと。

3. 研究開発期間

研究開始年度を含め、最長3カ年度。

4. 研究開発経費

提案区分A：単年度1課題あたり500万円を超え1,000万円以下（直接経費）

【消費税込み】

提案区分B：単年度1課題あたり500万円以下（直接経費）【消費税込み】

※提案する研究費の多寡は、採択評価の結果には影響を与えません。

間接経費は、直接経費の30%を上限に別途配分。

5. 採択評価

採択課題の決定段階において、以下の評価項目・評価の観点・評価のウェイトによる評価を実施します。

なお、本プログラムの第1次評価においては、提案者の氏名や所属研究機関を伏せて評価を実施します。

① 【専門評価（第一次評価）】

評価項目	評価の観点	評価のウェイト
情報通信分野における技術的・学術的な知見向上の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 新規性、独創性、革新性、先導性等が認められるか。 情報通信技術の発展・向上に資する課題であるか。 関連分野に大きな波及効果を与えるか。 	2
目標、計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の最終的な達成目標及び具体的な実施計画が明確に設定されているか。 	1
予算計画、実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、資金管理面等）は適切か。 費用対効果は適切か。 	1
領域別評価 （研究開発重点領域Ⅰ：新世代ネットワーク技術）	<ul style="list-style-type: none"> すべてのICT産業を支える基盤であり、新たな要求に柔軟かつ確実に対応することが求められる将来のネットワークを支える技術となる重要課題であるか。 	2
領域別評価 （研究開発重点領域Ⅱ：ICT安心・安全技術）	<ul style="list-style-type: none"> ユビキタスネットワーク社会に潜む影から生活を守り、確固たる社会基盤としてICTを根付かせるとともに、犯罪や災害、医療・福祉、環境などに対する国民の不安を軽減させ、明るい社会を構築していくための重要課題であるか。 	
領域別評価 （研究開発重点領域Ⅲ：ユニバーサル・コミュニケーション技術）	<ul style="list-style-type: none"> 人に優しいICTにより、すべての人と人との時間や場所など置かれた条件を問わずに交流でき、新たな「知」や「価値」を産み出すことのできる社会を構築していくための重要課題であるか。 	

②【総合評価（第二次評価）】

評価項目	評価の観点	評価のウェイト
情報通信分野における技術的・学術的な知見向上の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性、独創性、革新性、先導性等が認められるか。 ・情報通信技術の発展・向上に資する課題か。 ・関連分野に大きな波及効果を与えるか。 	2
目標、計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の最終的な達成目標及び具体的な実施計画が明確に設定されているか。 	1
予算計画、実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、資金管理面等）は適切か。 ・費用対効果は適切か。 	2
研究者育成の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究ポテンシャルを向上させる目的で、自ら設定した目標は適切か。 	2
総務省が示す政策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・本提案の達成目標は、UNS 戦略プログラムⅡのロードマップで示されている目標と整合しているか。 ・人材育成や標準化の推進の観点等、UNS 戦略プログラムⅡで示されている政策と整合しているか。 	1
領域別評価 （研究開発重点領域Ⅰ：新世代ネットワーク技術）	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての ICT 産業を支える基盤であり、新たな要求に柔軟かつ確実に対応することが求められる将来のネットワークを支える技術となる重要課題であるか。 	2
領域別評価 （研究開発重点領域Ⅱ：ICT 安心・安全技術）	<ul style="list-style-type: none"> ・ユビキタスネットワーク社会に潜む影から生活を守り、確固たる社会基盤として ICT を根付かせるとともに、犯罪や災害、医療・福祉、環境などに対する国民の不安を軽減させ、明るい社会を構築していくための重要課題であるか。 	
領域別評価 （研究開発重点領域Ⅲ：ユニバーサル・コミュニケーション技術）	<ul style="list-style-type: none"> ・人に優しい ICT により、すべての人と人々が時間や場所など置かれた条件を問わずに交流でき、新たな「知」や「価値」を産み出すことのできる社会を構築していくための重要課題であるか。 	
競争的資金による優れた研究の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・本提案は、SCOPE 又は他府省の競争的資金により実施し優れた成果を得た研究を受け継ぐものであるか。 	1

（3）地域 ICT 振興型研究開発

ICT の利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等に所属する研究者が提案する研究開発課題に対して、研究開発を委託します。

1. 対象とする研究開発

「(1) ICT イノベーション創出型研究開発」に示したⅠからⅢまでの研究開発重点領域における10の研究開発分野に加えて、これらの研究開発成果がCO2排出削減など地球温暖化対策に資する場合には「地球環境保全（地球温暖化対策技術）」の研究開発分野における研究開発課題（領域の融合領域や領域横断的な研究開発課題も含む）のうち、ICT の利活用により地域特有の課題を解決できるテーマを募集します。各領域における研究開発内容の詳細は、資料1と資料2をご参照ください。

なお、資料2に記載のうち研究開発重点領域における10の研究開発分野の中から、主となる課題番号と研究開発課題を「研究開発課題提案書」に明記してください。

2. 提案要件

上記「1. 対象とする研究開発」に示す事項及び「3 提案に係る留意事項」のとおり。

3. 研究開発期間

研究開始年度を含め、最長2ヵ年度。

4. 研究開発経費

単年度1課題あたり上限1,000万円（直接経費）【消費税込み】

※提案する研究費の多寡は、採択評価の結果には影響を与えません。
間接経費は、直接経費の30%を上限に別途配分。

5. 採択評価

採択課題の決定段階において、以下の評価項目・評価の観点・評価のウェイトによる評価を実施します。

① 【専門評価（第一次評価）】

評価項目	評価の観点	評価のウェイト
情報通信分野における技術的・学術的な知見向上の可能性	・新規性、独創性、革新性、先導性等が認められるか。 ・情報通信技術の発展・向上に資する課題であるか。 ・関連分野に大きな波及効果を与えるか。	2
目標、計画の妥当性	・研究開発の最終的な達成目標及び具体的な実施計画が明確に設定されているか。	1
予算計画、実施体制の妥当性	・研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、資金管理面等）は適切か。 ・費用対効果は適切か。	1

領域別評価 (研究開発重点領域Ⅰ：新世代ネットワーク技術)	・すべてのICT産業を支える基盤であり、新たな要求に柔軟かつ確実に対応することが求められる将来のネットワークを支える技術となる重要課題であるか。	2
領域別評価 (研究開発重点領域Ⅱ：ICT安心・安全技術)	・ユビキタスネットワーク社会に潜む影から生活を守り、確固たる社会基盤としてICTを根付かせるとともに、犯罪や災害、医療・福祉、環境などに対する国民の不安を軽減させ、明るい社会を構築していくための重要課題であるか。	
領域別評価 (研究開発重点領域Ⅲ：ユニバーサル・コミュニケーション技術)	・人に優しいICTにより、すべての人と人々が時間や場所など置かれた条件を問わずに交流でき、新たな「知」や「価値」を産み出すことのできる社会を構築していくための重要課題であるか。	

② 【総合評価（第二次評価）】

評価項目	評価の観点	評価のウェイト
目標、計画の妥当性	・研究開発の最終的な達成目標及び具体的な実施計画が明確に設定されているか。	1
予算計画、実施体制の妥当性	・研究開発の予算計画は適切か。 ・地域に密着した大学や研究機関が主導する実施体制（研究の役割分担や責任分担、資金管理面等を含む）が構築されているか。 ・費用対効果は適切か。	1
総務省が示す政策との整合性	・本提案の達成目標は、UNS戦略プログラムⅡのロードマップで示されている研究開発分野と関連付けができているか。	1
地域の課題を解決できる可能性	・以下のいずれかの観点で評価できる研究開発か。 ○当該地域固有の社会的・経済的課題に対し、情報通信技術の面から解決できる課題であるか ○研究成果を活用して地場産業の振興、新規事業の創出、地域住民の生活向上等、地域社会・経済活動の活性化に寄与できる課題であるか ○地域の研究機関のポテンシャル（人材育成等）の向上に寄与できる課題であるか	2

5 採択課題の選定

(1) 評価方法

提案された研究開発課題について、プログラムごとに設定した評価基準に基づいて、2段階の評価を実施します。

選考の経過については通知しません。お問い合わせにも応じられません。

(2) 追加資料の提出等

研究開発課題の選定に係る評価は、提出された提案書に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合や、提案書等の内容に関してヒアリング等を行うことがあります。

(3) 採択及び通知

総務省は、評価委員会が決定した採択候補課題の研究代表者と当該研究開発の実施内容について調整を行い、研究計画の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、採択する課題を決定します。採択・不採択の結果は、総務省から研究代表者あてに通知します。

6 委託研究契約の概要

研究開発の実施に当たっては、委託研究契約の締結が必要です。本制度の委託契約に係る書類は、以下の URL に掲載します。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/

本制度の委託研究契約の概要は、次のとおりです。

(1) 契約期間

委託研究の契約は単年度契約です。次年度以降の研究実施に係る契約については、当該年度末に実施する継続評価の結果に基づき、改めて契約する（又はしない）こととなります。

(2) 契約相手方

総務省と所属研究機関との間で委託研究契約を締結します。研究開発実施者個人との間で委託研究契約を締結することはありません。

(3) 契約形態

研究代表者の所属する機関及び研究分担者の所属する機関すべてと総務省との間で、個別に委託研究契約を締結します。

(4) 研究開発経費

研究開発に係る経費は、総務省から「委託費」として、原則、年度末に精算して支払います。委託契約に係る経理処理の基準は、上記 URL の「委託契約経理処理解説」をご覧ください。

委託契約の締結時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、研究開発が契約期間内に完了しない見込みとなった場合には、所定の手続きを経て、契約期間を延長するとともに、研究開発委託費の全部又は一部を翌年度に繰り越すことができます。

なお、研究開発に係る経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された経費の額で委託契約が締結されるとは限りません。

また、委託期間中に当該委託研究と一体的に成果応用の目的に研究開発するための委託先が負担する費用について申告をいただきます。なお、契約終了時（毎年度）に委託先負担の報告をいただくことがあります。

(5) 委託研究契約書

総務省が作成する「委託研究契約書」により契約していただきます。当該契約書のひな形については、上記 URL の「研究開発委託契約書（ひな形）」をご参照ください。

必要な契約条件が所属研究機関との間で合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。また、契約手続き開始後、1か月程度経過しても契約締結の目途が立たない場合には、採択を取り消す場合があります。

(6) 研究成果報告書の作成

契約終了時（毎年度）に「研究成果報告書」を提出していただきます。

(7) 実績報告書の作成

契約終了にあたり、当該年度の委託研究に要した経費及び研究開発の概要を記載した「実績報告書」及び「間接経費執行実績報告書」を提出していただきます。

(8) 終了報告書の作成及び成果発表

全研究期間終了後、研究開発全体の実施内容を記載した「終了報告書」の作成と、総務省が開催する本制度の「成果発表会」において成果の報告を行っていただきます。

7 研究開発実施上の留意点

(1) 研究開発実施者の雇用等

研究開発実施者として新たに研究者を必要とする場合には、所属研究機関にて当該研究者を雇用し、その人件費を研究開発経費の「労務費」として支払うことができます。

当該雇用に関する責任は、すべて所属研究機関に帰属します。

(2) 研究開発成果の帰属

研究開発の期間中に得られた成果は、「産業技術力強化法」により、一定の条件を満たし、かつ委託契約書に基づく必要な書類を提出していただくことで、研究開発を実施した者に帰属することが可能です。

(3) 研究開発成果の公開・普及

総務省は、各年度及び研究開発期間全体を通じて得られた研究成果のうち、研究開発実施者の同意を得た内容について公表します。また、毎年度提出された研究成果報告書、終了報告書についても公表します。

研究代表者及び研究分担者は、本制度により得られた研究成果について、ホームページや関連学会等に発表することなど、成果の積極的な公開・普及に努めていただきます。

得られた研究開発成果を論文、国際会議、学会や報道機関等に発表する際には、**本制度の成果である旨を必ず記載**していただきます。また、本制度による成果等を記載した研究機関側のホームページは、総務省の本制度のホームページとの間にリンクの設定をしていただきます。

(4) 研究開発場所

研究開発の実施場所は、特別な場合を除き、所属研究機関の施設内とします。

(5) 研究開発に必要な機器設備について

研究開発に必要な機器設備は、原則としてリース又はレンタルにて準備していただきます。リース又はレンタルが不可能な場合に限り、研究機器設備を購入することができます。採択後の課題実施における経理処理手続では、研究機器設備の購入にあたって、リース又はレンタル不可の証明書を準備いただくこととなります。

(6) 購入した物品等の扱い

本制度は、委託により実施するものであるため、本制度により購入し取得した物品等の所有権は、総務省に帰属します。したがって、取得した物品等は、所属研究機関の担当者による善良な扱いの下に管理していただきます。

研究開発終了後の物品等の取扱いについては、別途協議することとします。

(7) 研究費の不正な使用への対応

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(資料5参照)に従い、本制度において不正経理又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正の概要(不正使用をした研究者名、制度名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要(不正受給をした研究者名、制度名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

また、「情報通信分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監督の指針」(平成19年3月総務省制定)に従い、本制度における研究費の管理・監督に関して研究機関側にて対応いただきます。

(8) 研究上の不正への対応

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(資料5参照)に従い、本制度及び他府省の競争的資金制度による研究論文・報告書等において研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 当該研究費について、不正行為の悪質性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 他省庁を含む他の競争的資金担当課に、当該研究不正の概要(研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他の競争的資金への応募が制限される場合があります。また、不正に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者についても、同様に、当該研究不正の概要を提供することにより、他の競争的資金への応募が制限される場合があります。

また、「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針」(平成18年10月総務省制定、平成19年3月改正)に従い、本制度における研究上の不正行為へ対応していただきます。

8 提案の手續

本制度への提案方法の詳細は、資料7「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）への応募について」に記載してあります。また、提案に必要な書類等は、本提案要領と同時に配布する「提案書作成要領」に記載してあります。提案書作成要領に示す様式以外での提案は認められません。また、一度提出された研究開発課題提案書の差し替えはできません。

（1）提案に必要な準備作業

① 府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）への登録

本制度への提案ではe-Radを使用します。したがって、事前にe-Radへ「所属研究機関」及び「研究者」の2つの登録が完了していることが必要となります。

所属研究機関の登録は、e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp>) の「所属研究機関向けページ」から所定の様式をダウンロードして申請・登録を行います。一方、研究者の登録は、所属研究機関の登録の完了後、「所属研究機関向けページ」からログインして登録作業を行います。なお、いずれの登録についても、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

本制度への提案においては、研究代表者の所属研究機関及びすべての研究分担者の各所属研究機関の登録が必要であるとともに、研究代表者及びすべての研究分担者の研究者登録が必要です。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

③ 提案要領、提案書作成要領及び提案書様式の入手

本制度への提案では、所定様式の「研究開発課題提案書」を用います。本制度総務省のホームページ報道資料から提案要領、提案書作成要領及び提案書様式をダウンロードしてください。

（2）受付期間

平成22年度から実施する研究開発課題提案書の受付期間は、

平成22年4月12日（月）～5月10日（月）（17:00必着）

です。

受付期間を過ぎた提案書は受け付けられません。

（3）提案方法

① 応募情報のe-Radへの登録

e-Radを用いて本制度への応募情報を入力し、5月10日17:00（以下、「期限」。）ま

で提出してください。その際、資料7「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）への応募について」を熟読の上、登録を行ってください。

② 研究開発課題提案書の提出

研究開発課題提案書は、提案書受付期間内に、研究代表者が所属する機関の都道府県を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所（以下、「総合通信局等」という。「**10 提案書の提出先、問い合わせ先**」を参照。）へ、以下のいずれかの方法で提出してください。提出された研究開発課題提案書は、返却いたしません。

◎ 電子メールによる場合

アドレスの間違いや添付ファイル漏れ等が無いように十分に確認の上、期限までに管轄の総合通信局等に必着するよう提出願います。

メールの件名は、「SCOPE提案」、提案するプログラム名の略称、研究代表者名の順に、すべて全角で記入してください。メールを分割して送信する場合は送信数分かるように「(当該メールの序数/全送信メール数)」を続けて列記したものとしてください。

例1) SCOPE提案創出総務太郎

例2) SCOPE提案若手虎ノ門治郎 (2/3)

例3) SCOPE提案地域電波佐武郎 (3/4)

電子メール1通に添付できるファイル容量は合計5MB未満、ファイル数は10以下です。分割して送信する場合は最終のメールが期限までに到着しているもののみ受付いたしますのでご注意ください。(提出期限間際の提出はトラブルの原因となりますので、期限に余裕をもって提出をお願いします。)

◎ 直接持ち込み・送付による場合

直接の持ち込みや送付の場合は、期限までに管轄の総合通信局等に必着するよう提出願います。

送付等の場合、封筒には、「SCOPE」及びプログラム名の略称（創出、若手、地域）を赤字で明記願います。

電子メールと直接持ち込み・送付の双方で重複して提出された場合は、直接持ち込み・送付による提出を正本とみなします。また、電子メールによる複数回送信の提出（分割での提出は除く。）や送付で複数回提出された場合は、第一回目の提出を正本とみなします。

電子メール及び送付の過程において、何らかの事情により提案書が未着となった場合の責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。

(3) 提案にあたって

研究代表者は、責任を持って研究開発課題提案書を取りまとめた上で提出願います。研究開発課題提案書の記載事項に不明な点（電子メールにより提出された電子データの損傷や文字化け等）があった場合には、研究代表者あてに確認しますので、研究代表者は、確実に連絡が取れるようにしていただくとともに、総務省からの問い合わせに対して回答できるよう、必ず提案書の写しを手元に準備しておいてください。

その他、提案書作成及び提案書提出に関する詳細については、「提案書作成要領」でご確認ください。

(4) 提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Rad の「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理」に更新されます。総務省での受理作業は期限から1ヶ月以内に行い、メールで受理通知を行う予定です。なお、e-Rad の応募情報の状態が「受理」になっていることを期限から1ヶ月以上経過後に確認してください。

(5) 採択結果の公表

提案された研究開発課題については、平成22年度予算の成立後に採否を決定し、採択された課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表する予定です。

9 その他

(1) 本提案要領の内容に変更が生じた場合には、必要に応じて、本制度のホームページ等でお知らせいたします。

(2) 本制度は、中小企業技術革新制度（日本版 SBIR）の対象となっています。当該制度の内容については、下記 URL を参照又は総務省情報流通行政局情報流通振興課（電話：03-5253-5748）までお問い合わせください。

○中小企業庁の中小企業技術革新制度に関するホームページ

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/20fy/index.html>

10 提案書の提出先、問い合わせ先

提案書は、研究代表者の所属研究機関の都道府県を管轄する総合通信局等へ提出してください。

提案書の記載又は提出方法等に関する問い合わせやご相談についても、管轄の総合通信局等まで願います。なお、本制度全般に関する問い合わせは、総務省情報通信国際戦略局技術政策課まで願います。

【提案書の提出先（提出方法等に関する問合せ先）】

都道府県名	提出先・問合せ先
北海道	北海道総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 電話：011-709-2311（内線4708） E-mail: shien-hokkaido@soumu.go.jp
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 電話：022-221-9578 E-mail:shien-toh@ml.soumu.go.jp
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県	関東総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 電話：03-6238-1683 E-mail:gishin@soumu.go.jp
新潟県・長野県	信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興室 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 電話：026-234-9987 E-mail:shinetsu-renkei@ml.soumu.go.jp
富山県・石川県・福井県	北陸総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 電話：076-233-4421 E-mail:hokuriku-jigyo_seisaku@soumu.go.jp
岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	東海総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 電話：052-971-9316 E-mail:tokai-renkei-kenkyu@soumu.go.jp
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館4階 電話：06-6942-8546 E-mail:renkei-k@soumu.go.jp

都道府県名	提出先・問合せ先
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	中国総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36 電話：082-222-3481 E-mail: renkei-chugoku@soumu.go.jp
徳島県・香川県・愛媛県・高知県	四国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 〒790-8795 松山市宮田町 8-5 電話：089-936-5043 E-mail: shikoku-seisaku@soumu.go.jp
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 〒860-8795 熊本市二の丸 1-4 電話：096-326-7319 E-mail: renk@ml.soumu.go.jp
沖縄県	沖縄総合通信事務所 情報通信課 〒900-8795 那覇市東町 26-29-4F 電話：098-865-2302 E-mail: okinawa-telecom@ml.soumu.go.jp

【本制度全般に関する問合せ先】

<p>総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課 イノベーション戦略室</p> <p>〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2</p> <p>電話：03-5253-5725</p> <p>E-mail: scope@soumu.go.jp</p> <p>http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/</p>
--